

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 1 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

平成 28 年 6 月 2 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

平戸市水道局

第 2 監査の期間

平成 28 年 4 月 25 日～4 月 26 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 25 年度及び 26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は、例月出納検査により収入、支出等の帳簿類は確認しているため、主に事務事業について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

- (2) 補助金関係
補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。
- (3) 現地調査
平戸浄水場及び田平地区浄水場の現地調査

第5 監査の結果

監査の対象とした平成25年度及び26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指 導】

1. 固定資産の管理について

- (1) 平成26年度末の固定資産合計は、14,804,221,062円で、うち有形固定資産は14,801,632,418円、無形固定資産は1,688,644円、投資は900,000円となっており、資産合計に占める固定資産の割合は95%と極めて高い。

一方、資産の管理に必要な台帳は、電算システムによる証憑書類をもって可能としているが、減価償却費が記載されているものの資産の内訳となる名称・規格／構造、数量・単位及び異動履歴が記載されていない。早急に資産台帳の整備を行う必要がある。なお、建設仮勘定も資産台帳に整理する必要がある。

- (2) 土地台帳における資産件数は、356件であるが、うち16件が未登記となっており、整備が急がれる。

- (3) 無形固定資産の施設利用権については、旧生月町N T T専用回線を施設設置負担金としているが、現状の推移のままでは、年度末残高において205,644円が減価償却されないまま残ることになる。原因を調査して改善すべきである。

一方、旧平戸市N T T専用回線の施設設置負担金を電話加入権として計上しているが、一般電話の電話加入権ではなく、専用契約による電信電話施設を専用する権利であれば譲渡性がないため減価償却を行うことになる。検討を要する。

【意 見】

1. 現金預金の管理について

4月26日付け（監査日）で普通預金800,225,936円を有している。不意の支出に対応するため普通預金にしているとのことだが、資金管理の面からも収支を精査したうえで、一部を定期預金等にするなど企業会計として資金の安全且つ有利な活用を検討すべきである。

第6 むすび

水道局の職務体制として、本庁に総務班、施設給水班及び平戸浄水場、阿奈田浄水場、神ノ川浄水場（生月事業所）、大島事業所に職員（臨時職員含む）を配置しており、田平地区浄水場は本庁管轄となっている。平成24年度から平成26年度の有収率は平戸市全体で80%程度と変わらないが、生月地区では77%から74%、田平地区で91%から89%へと低下気味である。老朽管取り換えなどの漏水対策が急がれる。なお、平成24年度水道事業会計指標によると給水人口3万人以上5万人未満での有収率は85.4%となっている。

また、平成25年度から田平地区の南部浄水場の老朽化に伴う簡易水道の統合事業が平成29年度完成を目処に進められており水の相互融通が可能となり集中管理などにより経営合理化が図られることになる。今後田平浄水場を含めてソフト統合による田平地区上水となる見込みである。

さらに、今後、平戸上水と中南部上水の統合事業が進めば、地下水利用が廃止され良質の上水を確保することが期待できる。

このように計画的に施設整備事業を推進することにより安全に安定的に水の供給を行うことで、広域的な受益の均等化が図られていくと思われる。

しかしながら、そのためにも資産の管理は重要であり、特に水道事業では固定資産の割合は高く、安定的な事業経営のためにも精度の高い資産管理が求められる。

さらには、熊本大地震の被災状況を見るまでもなく、耐震や豪雨などの自然災害への備えを怠ることなく、水道事業を通して安心安全な市民生活に寄与されるよう望まれる。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。